

長岡大学ハラスメント防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、長岡大学職員就業規則第6条の2の規定に基づき、セクシャル・ハラスメントを含む性暴力等、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントその他のハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に迅速かつ適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、学生、役員、教職員（労働者派遣契約その他の契約に基づき本学の業務に従事するものを含む。以下「構成員」という。）及び関係者（学生の保護者、関係業者、教職員又は学生と職務上、修学上又は研究上の関係を有する者をいう。以下同じ。）のすべてが個人として尊重されるとともに、教育研究、修学及び就労等のための良好な環境を維持することを目的とする。

2 この規程に定めるもののほか、本学におけるハラスメントの防止等に関しては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)その他の関係法令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) セクシャル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動又は性別による差別的言動により、相手に身体的若しくは精神的苦痛若しくは不利益を与え、又は教育上、研究上、就労上及び修学上の環境を悪化させること。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育上若しくは研究上の地位又は人間関係などの優位性を背景に、その立場又は職務権限を濫用し、教育、研究の適正な範囲を超えて、劣位にある相手に対して不適切な言動又は差別的な取扱いを行うことにより、相手に身体的若しくは精神的苦痛若しくは不利益を与え、又は教育上、研究上、就労上及び修学上の環境を悪化させること。

(3) パワー・ハラスメント

職務上の地位又は人間関係などの優位性を背景に、その立場又は職務権限を濫用し、業務の適正な範囲を超えて、劣位にある相手に対して不適切な言動又は差別的な取扱いを行うことにより、相手に身体的若しくは精神的苦痛若しくは不利益を与え、又は教育上、研究上、就労上及び修学上の環境を悪化させること。

(4) 妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント

妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する不適切な言動又は差別的な取扱いを行うことにより、相手に身体的若しくは精神的苦痛若しくは不利益を与え、又は教育上、研究上及び就労上の環境を悪化させること。

(5) その他のハラスメント

前4号に規定するハラスメントに準ずる行為

(6) ハラスメントに起因する問題

ハラスメントのため構成員及び関係者に係る教育研究、修学及び就労等の環境を損なうこと並びにハラスメントの対応に起因して、構成員又は関係者が不利益を受けること。

(構成員の責務)

第3条 構成員は、ハラスメントに該当する行為をしてはならない。

- 2 構成員は、この規程に基づくハラスメントの防止及び排除に協力し、第14条のハラスメント調査部会の調査等に協力しなければならない。
- 3 教職員は、本学が実施するハラスメント防止に関する研修会に定期的に参加しなければならない。

(監督者の責務)

第4条 構成員を監督する地位にある者（学生にあっては、教育研究又は修学上の指導に直接当たる教職員、教職員にあっては、他の教職員を事実上監督していると認められる地位にある者又はこれらと相当の職以上の職にある者。以下「監督者」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) 日常の教育研究又は就労を通じた指導等により、ハラスメントに関し、構成員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) 構成員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じることがないようにすること。

(ハラスメント防止委員会)

第5条 本学に、ハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応等について審議するため、ハラスメント防止委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の任務)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) ハラスメントの防止についての啓発活動に関すること。
- (2) ハラスメントの防止に必要な研修の実施に関すること。
- (3) ハラスメントに係る苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）への対応等に関すること。
- (4) その他ハラスメントの防止等に関し、必要と認められること。

(委員会の構成)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教職員
- (2) その他学長が必要と認めた者

(委員)

第8条 委員は、学長が指名する。

- 2 前条各号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、第7条第1号に掲げる者のうちから学長が指名する。

(委員会の運営等)

第10条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員が委員会の審議対象事項の当事者又はその利害関係者である場合は、議事に加わることはできない。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(報告)

第12条 委員長は、第6条第3号に関して、委員会の審議の結果を、学長に報告する。

(相談員)

第13条 本学に、ハラスメントに関する苦情相談を受け付けるため、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

- 2 相談員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 委員 若干人
- (2) 学長が必要と認めた学外の者 若干人

- 3 相談員は、学長が指名する。

- 4 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 5 相談員の氏名、所属、連絡先は、構成員及び関係者に周知するものとする。

- 6 相談員は、苦情相談を行った者に相談後の手続きについて説明し、その同意を得た上で以後の手続きを進めるものとする。

- 7 相談員は、相談内容の取りまとめ、委員会への報告等に係る委員長との協議を行い、当該相談に係る当事者等に対し、必要な助言又は指導等を行うものとする。

(調査部会)

第 14 条 学長は、相談員からの報告に基づきハラスメントに関する事実関係等を調査するため、委員会に、別に定めるハラスメント調査部会（以下「調査部会」という。）を置くことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、ハラスメントを行った者が教職員または学生であるとされる場合には、それぞれ長岡大学職員懲戒規程または長岡大学学生懲戒規程に基づき、事実関係の調査を行うことができる。

（委員等の責務）

第 15 条 委員、相談員及び部会委員（以下「委員等」という。）は、ハラスメントに関する苦情相談への対応及び事実関係等の調査に当たっては、当事者及び調査等の対象者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（措置）

第 16 条 学長は、ハラスメントに関する事実関係に基づき、当事者の処分等並びに教育研究、修学及び就労等の環境の改善について、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学長は、ハラスメントがあったと認定された申出事案について、ハラスメントを行った者が教職員である場合には、当該教職員に対し、その加害の程度等に応じて、長岡大学職員懲戒規程に基づく懲戒等の処分を行うことができる。
- 3 学生等のハラスメントに係る懲戒等については、長岡大学学生懲戒規程に定めるところによる。
- 4 学長は、前項までの規定にかかわらず、相談員からの報告について、直ちに対応が必要と判断した場合は、所要の措置を講ずるものとする。
- 5 学長は、ハラスメントに関する事実認定の結果及び前項に規定する内容について、当該事案の当事者に通知するものとする。

（異議の申し出）

第 16 条の 2 当事者は、前条第 5 項の通知のうち事実認定の結果について異議があるときは、通知を受けた日から 14 日以内に 1 回を限度として学長に対し書面により異議の申し出を行うことができる。

- 2 前項の申し出を受けた学長は、第 14 条第 1 項又は第 9 項によるハラスメントに関する事実認定について、再度審議することを指示するものとする。
- 3 前項の指示による再度の審議結果は、学長に報告されなければならない。
- 4 学長は、前項の報告を受け、必要に応じ前条第 1 項に規定する必要な措置等を講ずるものとする。
- 5 学長は、前項の審議結果を、当該事案の当事者に速やかに通知するものとする。なお、前項の審議結果により、不利益な変更を受けた異議の申し出をしていない相手側当事者は、第 1 項により異議の申し出を行うことができるものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第 17 条 いかなる者も、ハラスメントに関する苦情相談及び当該苦情相談に係る調査への協力
その他ハラスメントに関し正当な対応をした構成員及び関係者に対し、そのことをもって不
利益な取扱いをしてはならない。

(事務)

第 18 条 この規程に関する事務は、総務課及び学生課において処理する。

(雑則)

第 19 条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て学長が行う。

- 2 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、大学運営会
議の議を経て学長が定める。

附則

この規程は、平成 27 年 1 月 7 日から施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。